

狭山市立柏原中学校いじめ防止基本方針

平成31年4月1日 施行

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その後の成長に深い傷を残し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめから生徒を守るためには、生徒に関わる大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない、卑怯な行為である」とことと「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである」との意識を共有し、それぞれの役割と責任を自覚するなかでいじめの防止に取り組んでいく必要があり、こうした点では、いじめの防止は、学校を含めて、社会全体で取り組むべき課題である。

本校のいじめ防止基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校、地域住民、家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を具体的に示すものである。

I いじめ問題に対する基本的な考え方

〈基本理念〉

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを徹底するとともに、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」ものであり、いじめは、全ての生徒に関係する問題であると認識する。また、狭山市の基本方針に基づき、「いじめをしない、させない、許さない学校づくり」の具現化を図る。
- ・全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- ・全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- ・いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

(2) いじめ防止のための基本姿勢

本校では、いじめ防止の基本姿勢として以下の5点をポイントとする。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく必要に応じて、各種団体や専門家と協力する。
- ⑤学校と家庭が協力して解決にあたる。

II いじめ問題に対する取組体制（いじめ防止対策委員会）

（１）「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、各学年生徒指導担当、さやまっ子相談員によるいじめ防止対策委員会を設置する。学期に１回（全職員参加とする）または必要に応じて委員会を開催する。また、必要に応じて、スクールカウンセラーや外部機関とも連携を取る。

（２）いじめ対策委員会の役割

	委員会の主な役割	委員会において中心的な役割を果たす者
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の策定 ○いじめ未然防止のための年間指導計画の作成と実行 ○いじめに関する校内研修及び保護者への啓発の計画と実施 ○インターネットの利用についての家庭での指導の必要性の啓発 ○「いじめに関する授業」の計画、実施 ○学校評価による検証と基本方針の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> →生徒指導主任 →生徒指導主任 →教務主任・教育相談主任（立案策定） ・生徒指導主任 →生徒指導主任 →教育相談主任・生徒指導主任・人権担当 →教頭・教務主任（立案・実施・まとめ）
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○日常の相談等を通していじめに関する情報の収集と共有 ○学校生活に関するアンケート調査を通してのいじめに関する情報の収集と共有 ○保護者へのいじめチェックシートの配布とこれを通しての情報の収集と共有 ○スクールカウンセラー、さやまっ子相談員及びさやまっ子相談支援員を通してのいじめに関する情報の収集と共有 	<ul style="list-style-type: none"> →各学年生徒指導担当 →教育相談主任・各学年教育相談担当 →生徒指導主任・各学年生徒指導担当 →教育相談担当・さやまっこ相談員・さやまっこ相談支援員・ＳＣ
早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ○速やかな対応策の検討、実施 ○加害の生徒に対する組織的・継続的な観察、指導 ○被害の生徒や保護者へのＳＣを利用するなどの心のケア ○他機関との連携（発達障害等） 	<ul style="list-style-type: none"> →校長・教頭・生徒指導主任 →各学年生徒指導担当・各学年主任・当該生徒の担任 →教育相談担当・各学年生徒指導担当・（各学年主任）・当該生徒の担任 →生徒指導主任・特別支援コーディネーター
重大事態への対処	<ul style="list-style-type: none"> ○狭山市教育委員会への報告と連携 ○いじめを受けた生徒への緊急避難措置の検討と実施 ○いじめを行った生徒への出席停止等の措置の検討と実施 ○学校全体の生徒と保護者及び報道機関への対応の検討と実施 ○法第２８条第１項に基づく調査の実施 ○法第２８条に基づく調査の結果を踏まえての措置の検討と実施 	<ul style="list-style-type: none"> →校長・教頭 →校長・教頭・教務主任・生徒指導主任 →校長・教頭・教務主任・生徒指導主任 →校長・教頭・教務主任・生徒指導主任 →校長・教頭・教務主任・生徒指導主任 →校長・教頭

Ⅲ いじめの未然防止のための取組

〈基本方針〉

- ・生徒のコミュニケーション能力を育む中で、生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、教職員全員で生徒を見守るとともに生徒に自分たちの周囲に起きる問題を他者と協調して解決することの大切さを理解させる。
- ・教育活動の中核となる“授業”において、授業規律を確立し、集中して授業を受けさせることは、生徒一人一人の学力向上につながるだけでなく、いじめ問題をはじめとした様々な生徒指導上の課題の解決につながると考え、分かる授業の実践に取り組む。
- ・道徳の授業等を通して、命の大切さや自分を律することや他者を思いやることの大切さを理解させるとともに、「いじめは絶対に許されないこと」の徹底を図る。また、いじめを見て見ぬふりをすることも、「傍観者」として、いじめに加担していることと同じであることを理解させる。さらにいじめ防止に向けての生徒の主体的な意思表示を誘導する。
- ・PTA等の組織を通じて、保護者同士のつながりを密にするとともに、様々な機会をとらえて、いじめ問題に対する保護者の理解の醸成を図る。
- ・いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決してゆるさえるものではない。」ことを理解させる。言葉の暴力に対して敏感になる等、生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・特別活動の充実を図ることによって、「学校は楽しいところ」と生徒が実感できる学校作りを進めていく。

(1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくりの取組

①学級づくり

- ・生徒が安心して学校生活を送るために、正義、公正、公平がいきわたる学級経営をする。
- ・一人一人の生徒を大切にし、誰もが居場所のある学級づくりをする。
- ・**構成的グループエンカウンター等を取り入れた人間関係づくりをする。**

②基本的生活習慣の確立

- ・「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立った、教育活動を推進する。

③わかる授業の実践

- ・ねらいを明確にした授業を実践する。
- ・生徒の言葉でまとめや振り返りの時間の設定等の言語活動を充実させる。

④授業規律の確立

- ・集中して授業に取り組めるように授業規律を確立する。

⑤行事や委員会活動の充実

- ・体育祭、音楽会、三年生を送る会などの行事や生徒会活動などを活用して、生徒たちの主体的な参加による活動を充実させ、お互いを認め合う仲間づくりと一人一人の自己肯定感を高める。

(2) 生命や人権を尊重し、豊かな心を育成するための取組

①道徳の時間を要とした教育活動全体で取り組む道徳教育の実践

- ・言語活動を取り入れて、道徳教育の充実を図る。

②全教育活動を通じて取り組む人権教育の実践

- ・自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育成する。

③発達段階に応じた計画的な体験学習の実践

- ・就業体験やボランティア体験、福祉体験などの体験活動を行う。

④コミュニケーション能力の育成を重視した特別活動の実践

- ・ 構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニングなど表現力、言語力を重視した参加体験型の授業を積極的に取り入れる。

(3) 職員の資質向上のための取り組み（校内研修等）

①授業力向上のための校内研修の実施

- ・ 小中一貫研修会を計画的に行い、授業改善を図る。

②生徒指導上の諸問題に関する校内研修の実施

- ・ 全職員参加の生徒指導委員会や、年度当初と夏季休業期間において研修等を開催する。

(4) 保護者や地域への働きかけ

①道徳授業の公開

- ・ 授業公開日に、いじめや思いやり等をテーマとした一斉公開授業を実施する。

②定期的な学校だより等の発行

- ・ 校内の状況やいじめを含めた生徒指導上の課題に触れた学校だより等を発行する。

③PTAの各種会議や保護者会等における、いじめの実態や指導方針などの情報提供

- ・ PTA運営委員会や学年保護者会、学校サポート会議において、いじめの実態や指導方針等について説明をする。

④民生委員・児童委員連絡協議会における、いじめの実態や指導方針などの情報提供

- ・ 民生委員・児童委員連絡協議会において、いじめの実態や指導方針等について説明をする。

IV いじめの早期発見のための取組

〈基本方針〉

- ・ 早期発見のためには、日頃から教職員と生徒、保護者との信頼関係を構築し、いじめについて躊躇なく相談等ができる体制を整えておく。
- ・ いじめは、潜在化しやすいことを大人が認識し、教職員や保護者が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要である。
- ・ いじめは、早期発見することが早期解決につながるとの考えから、教職員の間で情報を共有し、学校・家庭・地域が連携し、情報収集し、早期発見に努める。

(1) 日々の観察

- ・ 全職員が「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立つ。
- ・ 全職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

(2) 学校生活に関するアンケートの実施

- ・ アンケートを分析し、必要に応じ、アンケートを利用した授業を行う。

(3) 保護者用いじめチェックシートの活用

- ・ チェックシートを配布・活用し、家庭と連携して生徒を見守る。

(4) 教育相談体制の充実

①日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

②「教育相談月間」を設定する。

③相談室の利用、電話相談窓口等について、生徒に周知する。

- ④保護者に対して、日頃から連絡を密にし、気軽に相談できる関係をつくる。
- ⑤家庭訪問や三者面談を行い、家庭との協力体制を構築する。
- ⑥相談窓口、相談機関の情報について広報する。

(5) 地域との連携

- ・学校評議員会や学校サポートチームなど、地域団体が情報交換、協議できる場を設け、地域における「生徒の見守り活動」を積極的に行う。

V いじめへの対応

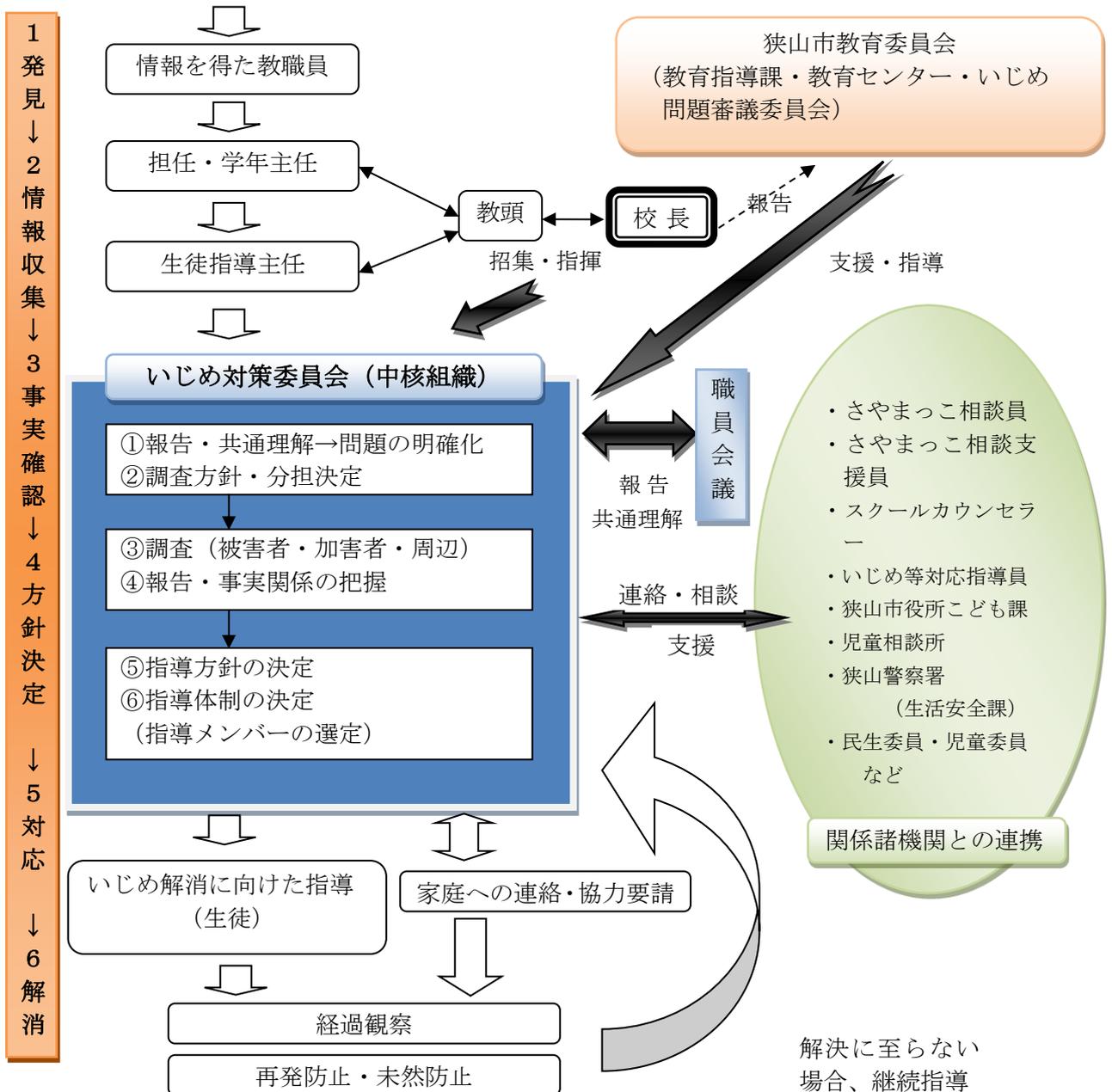
〈基本方針〉

- ・いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・いじめを受けた生徒を守りとおすとともに、教育的配慮のもと、毅然としたいじめを受けた生徒といじめを行った生徒の双方に対して、適切に対応する。
- ・いじめの対処にあっては、プライバシーに配慮するとともに、保護者の協力のもとに、生徒の人格の成長に主眼を置いたケアや指導を行う。
- ・必要に応じ、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたり、重大事案にあっては、教育委員会と連携し対応する。
- ・いじめが「解消している」状態とは、①いじめが止んでいる状態が相当期間（少なくとも3ヶ月を目安）継続していること②被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること（被害生徒本人及び、その保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。）の要件が満たされる必要がある。
- ・インターネットを通じて生徒が巻き込まれないよう、携帯電話等の適正利用や情報モラルについて生徒を指導するとともに、保護者に対しても、携帯電話等の所持の是非も含めて、インターネットの利用についての家庭での指導の必要性について啓発を図る。

(1) いじめに対する対応の基本的な流れ

いじめの問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに関係職員、教頭に報告する。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速にいじめ対策委員会を開催し、対処する。必要に応じて、外部機関との連携を図る。

日常の観察・アンケート・教育相談・周囲の生徒の訴え・保護者地域からの情報等



VI 重大事態への対処

〈基本方針〉

- ・いじめ防止対策推進第28条に定める重大事態が生じたとき、校長が直ちに狭山市教育委員会へ事態発生について報告し指示を仰ぐ。
- ・狭山市教育委員会または学校が中心となって、調査を行い、保護者に調査結果を報告する。
- ・いじめをうけて重大事態に至ったという申し出が生徒や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものと調査・報告にあたる。
- ・調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査であり、因果関係の特定を急ぐものではない。また、調査結果は狭山市教育委員会へ報告する。

(1) 重大事態の定義と意味

第28条

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば

- ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

「**相当な期間**」とは、**不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする**。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 調査の趣旨と調査主体

①調査の趣旨

法28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

②調査主体

- ・重大事態が発生した場合には、直ちに狭山市教育委員会に報告し、学校のいじめ対策委員会を調査組織とし、主体となって調査を行う。
- ・調査にあっては、調査組織の中に専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性をはかる。
- ・従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処が十分にできないと狭山市教育委員会が判断した場合は、狭山市教育委員会が主体となって調査を実施する。

(3) 調査結果の提供及び報告

- ・学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して事実関係等の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになったことを説明する。
- ・調査結果については、狭山市教育委員会に報告する。

Ⅶ ネットいじめに対する指導と対応

〈基本方針〉

- ・携帯電話等を生徒が使用することでの弊害や危険性が指摘され、学校での情報モラル教育だけでは問題解決が困難な事例が報告されているため、生徒がトラブルに巻き込まれないようにするためには、保護者とそのトラブルに対して全面的に責任を負えない場合は、携帯電話を持たせるべきではないと考える。
- ・保護者の責任において、多くの生徒が携帯電話を所持している現状があり、生徒や保護者に対する情報モラルの指導、携帯電話の使用についての啓発活動が、高度な情報化社会にあって不可欠であり、喫緊の課題としてとらえる。

(1) ネットいじめとは

パソコンや携帯電話等を利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上に掲示板に書き込んだり、メールを送ったり、また、仲間はずれなどの方法によりいじめを行うもの。

- ①メールによるいじめ
- ②ブログ・プロフによるいじめ
- ③チェーンメールによるいじめ
- ④学校裏サイトによるいじめ
- ⑤SNSによるいじめ
- ⑥動画共有サイトによるいじめ など

(2) 保護者に対して以下の内容の啓発

- ①そもそも、多くのリスクを考えた場合、携帯電話等を持たせる必要があるのか、保護者として我が子を指導し、トラブルに対して責任が持てるかを十分に検討すべきである。
- ②生徒たちのパソコンや携帯電話等を管理するのは、保護者である。
- ③危険回避のためには、フィルタリングだけでは不十分であり、各家庭で生徒たちを危険から守るための指導ルール作りが大切である。
- ④インターネットへアクセスすることは、「トラブルの入り口に立っている」という認識、知らぬ間に利用者の個人情報を流出させてしまうなどの様々なトラブルがあることを認識する。

(3) インターネットの特殊性を踏まえた情報モラル教育の実施

- ①発信した情報は、多くの人に広まり、一度流した情報は、簡単には回収できないこと。
- ②匿名であっても書き込みをした人は特定できること。
- ③違法情報や有害情報が含まれていること。
- ④書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や障害などの他の犯罪につながる可能性があること。

VIII いじめ防止のための年間指導計画

月	職員会議等	いじめ対策委員会	具体的な取組	
			未然防止	早期発見
4	年度当初職員会議 職員会議 学年保護者会	第1回委員会	学級開き (人間関係づくりのスキル)	NRT実施
5				Q-U (楽しい学校生活を送るためのアンケート) 実施 二者相談
6		第2回委員会 いじめアンケート集計・分析	人権学習	いじめについてのアンケート
7		第3回委員会 QU分析・対応	夏休みの生活について 生徒同士の認め合い	三者面談 家庭訪問 (1学年)
8	職員研修 QU研修会			
9			体育祭後の振り返り 生徒同士の認め合い	
10			音楽会後の振り返り 生徒同士の認め合い	保護者アンケート
11		第4回委員会 集計・分析 QU分析・対応	非行防止教室 (1年)	学校生活アンケート 三者面談 いじめについてのアンケート Q-U (楽しい学校生活を送るためのアンケート) 実施
12		第5回委員会 集計・分析	冬休みの生活について 生徒同士の認め合い	三者面談
1		第6回委員会 いじめアンケート集計・分析		
2	学年保護者会	第7回委員会 いじめアンケート集計・分析	人権学習	いじめについてのアンケート
3		集計・分析 第8回委員会	生徒同士の認め合い 春休みの生活について	学校生活アンケート

付則

本基本方針は、平成31年4月1日より施行する。